



令和 元年 5 月 22 日

横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 54 条第 1 項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、横浜港臨港地区及びその周辺に複数立地している国の地方ブロック機関が入居する合同庁舎等について集約・立体化し、所用の耐震安全性を確保した合同庁舎として整備することにより、利用者の安全性・利便性及び公務の能率増進を図ることを目的とするものです。

また、併せて、近代港湾の発祥の地としての歴史的遺産や港の景観への配慮、災害応急対策活動への貢献、木材利用、環境負荷低減等、官庁営繕事業として公共建築の先導的役割に適切に対応した施設整備を図ることを目的とするものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：ヨコハマしんこうパートナーズ株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のために戸田建設株式会社（代表企業、本社所在地：東京都中央区）、株式会社ハリマビステム（本社所在地：神奈川県横浜市）、NEC キャピタルソリューション株式会社（本社所在地：東京都港区）、総合警備保障株式会社（本社所在地：東京都港区）、IHI 運搬機械株式会社（本社所在地：東京都中央区）、及び株式会社梓設計（本社所在地：東京都品川区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以 上